

第六葛西小学校 PTA 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、第六葛西小学校 PTA と称し、事務所を第六葛西小学校内におく。

(目的)

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

(活動方針)

第3条 本会は、前条の目的のため、「はじめに子どもありき」をモットーに、児童の教育に資する活動を行なう。また、特定の政党や宗教にかたよることなく、専ら営利を目的とする活動は行なわない。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は第六葛西小学校に在籍する児童の保護者並びに第六葛西小学校の校長、副校長及び教員とする。また、第六葛西小学校の職員は役員会に届け出ることにより会員になることができるものとする。

(会費)

第5条 本会の会員は、月額 300 円の会費を納めるものとする。保護者の会費は児童在籍家庭数とし、原則として年額を全納とする。但し、役員会の定めるところにより分納することができる。

第3章 会計

(予算)

第6条 本会の会計は、総会において承認された予算に基づいて執行しなければならない。

(決算)

第7条 本会の決算は、会計監査を経て、総会に報告しなければならない。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日の 1 年間とする。

第4章 役員

(役員及び員数)

第9条 本会の役員及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 会長 1 名
- 二 副会長 2 名以上(内教職員 1 名)
- 三 書記 2 名以上(内教職員 1 名)
- 四 会計 2 名以上
- 五 会計監査 2 名以上(内教職員 1 名)

(役員を選任)

第10条 役員は、選考委員会が役員候補者を選出し、総会で選任する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会長)

第12条 会長は、本会を代表し、活動を総括する。

(副会長)

第13条 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を行うことができないときは、その職務を代行する。

(書記)

第14条 書記は、総会、役員会及び運営委員会の議事並びに本会の活動に関する記録及び保管をし、本会の庶務を行なう。

(会計)

第15条 会計は、予算に基づく会計事務の一切を行い、財産の管理を行なう。

(会計監査)

第16条 会計監査は、予算に基づく会計の適正性その他会計事務に関する監査を行なう。

第5章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第17条 次年度における役員を選出するため、役員選考委員会を置く。

(役員選考委員会の構成)

第18条 役員選考委員会は、当年度における役員及び六雄会の代表をもって構成する。

(役員選考委員長)

第19条 役員選考委員の互選により、役員選考委員長を1名選任する。役員選考委員長は、必要に応じて役員選考委員会を招集する。

(役員選考委員会の職務)

第20条 役員選考委員会は、総会2週間前までに次年度における役員候補を選出しなければならない。

第6章 総会

(総会の構成及び権限)

第21条 総会は全会員によって構成され、本会の最高議決機関であり、次の事項に関する決議を行なう。

- 一 予算及び活動計画の承認
- 二 役員を選任
- 三 本規約の改正

(定時総会及び臨時総会)

第22条 定時総会は年2回行なうものとし、臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき又は会員の五分の一以上の要求があったときに開催するものとする。

(総会の原則的決議方法)

第23条 総会の決議は、原則として、会員の書面による議決権行使により議決するものとする。この場合において、会員数(保護者については児童在籍家庭数。以下同じ。)の三分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事はその過半数で決する。

(総会の必要的開催)

第24条 前条の規定にかかわらず、運営委員会で必要と認めるとき及び第 21 条第 3 号に掲げる議案審議については実際に総会を開催しなければならない。この場合における定足数は会員数の三分の一とし、議事は出席者の過半数で決する。なお、委任状提出者の数は、定足数及び出席者の数に含めるものとする。

(総会の招集通知等)

第25条 会長は、第 23 条による総会においては、議案及び議決権行使書を総会日 2 週間前までに会員に配布しなければならない。また、前条による総会の場合においては、議案及び委任状その他必要書類を添付して総会日 2 週間前までにその招集をしなければならない。

(書面議決に係る質問権)

第26条 書面議決権行使による総会を行なう場合には、会員は、会長に対し総会議案に対する質問をすることができる。この場合において会長は速やかにその回答をしなければならない。

第7章 役員会

(役員会の構成及び招集)

第27条 役員会は、役員並びに校長及び副校長をもって構成し、必要に応じ、会長がこれを召集する。

(役員会の専属的職務)

第28条 役員会は、地域諸団体等との連絡調整をするほか、次の事項を専属的職務とする。

- 一 予算及び活動計画案の作成
- 二 決算書及び活動報告書の作成
- 三 サークルの統括管理
- 四 イベント、行事等の発案
- 五 臨時委員会の設置・廃止及び細則の制定改廃に関する発議
- 六 活動細則の発議
- 七 その他総会付議事項の発議

第8章 運営委員会

(運営委員会の構成及び召集)

第29条 運営委員会は、役員、校長、副校長、常置委員会の正副委員長、六雄会の正副代表をもって構成され、会長が必要に応じ、又は、構成員の四分の一以上の要求があったときに会長がこれを召集する。

(運営委員会の議決方法)

第30条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決する。

(運営委員会の専属的職務)

第31条 運営委員会は、次の事項を専属的職務とする。

- 一 各常置委員会及び六雄会の活動予定の審議及び承認
- 二 イベント、行事等の審議及び承認
- 三 臨時委員会の設置・廃止の承認及び細則の制定改廃の審議及び承認
- 四 活動細則の制定改廃の審議及び承認
- 五 その他役員会の発議した総会付議事項の審議及び承認

第9章 常置委員会

(常置委員会)

第32条 本会の活動方針及び活動計画に基づき、具体的活動を行なうため、クラス委員会及び校外委員会の2つの常置委員会を置く。

(常置委員会の委員の選出)

第33条 各学級において、保護者間の互選により、クラス委員2名以上、校外委員を1名以上選出する。

(クラス委員会)

第34条 クラス委員会は、児童の教育に資するため、学級間、学年間における保護者間、児童と保護者間、また、保護者と教職員との間のコミュニケーションを深めるための活動を行なう。

(広報委員会)

第35条 (2021年4月1日削除)

(校外委員会)

第36条 校外委員会は、児童の社会生活の充実をはかるため、近隣地域との連絡調整、地域間の情報交換、防犯活動その他の活動を行なう。

(委員会の正副委員長の選出)

第37条 各委員会は、委員の互選により委員長1名、副委員長2名以上を選出する。

(教職員の常置委員会への参加)

第38条 (2021年4月1日削除)

第10章 六雄会

(六雄会の目的及び構成)

第39条 本会に、児童の総合的教育の確立を父親の立場から支援するために、在校児童の父親全員をもって構成する六雄会をおく。

(六雄会の代表の選出)

第40条 六雄会は互選により代表1名を選出する。また、必要に応じて副代表その他の役職を設けることができる。

第11章 臨時委員会

(臨時委員会)

第41条 本規約に定める委員会のほか、必要に応じて臨時委員会を設けることができる。臨時委員会は、役員会の発議により運営委員会の承認をもって設置又は廃止するものとする。

(臨時委員会の細則及び報告義務)

第42条 臨時委員会の活動に関する細則は役員会の発議により運営委員会において定めるものとし、細則の改廃についても同様とする。また、臨時委員会に関する活動については事前又は事後に総会に報告しなければならない。

第12章 細則

(活動細則)

第43条 本規約に定めるもののほか、PTA活動に関する細則については、役員会の発議により、運営委員会で定めるものとする。細則の制定改廃を行なった場合には、すみやかに会員に告知しなければならない。

第13章 改正

(規約改正の場合の事前告知)

第44条 本規約は、総会において改正することができる。この場合においては、改正案を、総会開催 2 週間前までに文書により全会員に知らせておかなければならない。

第14章 個人情報保護

(個人情報について)

第45条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。

附 則

第 1 条 本規定は昭和 58 年 4 月 22 日より適用する。

第 1 条 本規定は昭和 62 年 3 月 18 日改正 昭和 62 年 4 月 1 日より適用する。

第 1 条 本規定は平成 3 年 4 月 1 日より適用する。

第 1 条 本規定は平成 8 年 4 月 1 日より適用する。

第 1 条 この規約は、平成 14 年 5 月 11 日より施行する。

第1条 本規約は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 条 本規約は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

第 1 条 本規約は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

第六葛西小学校 PTA 慶弔規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 第六葛西小学校 PTA(以下、本会)における功労表彰及び慶弔に関する事項については、当規定に定めるところによる。

第2章 功労表彰

(役員等の功労表彰)

第2条 役員及び常置委員会の正副委員長並びに六雄会正副代表が退任する場合には、その功労を表彰する。

(功労表彰の方法)

第3条 前条の規定による表彰の方法については、役員会でこれを定める。

第3章 弔意及び慶事

(死亡弔意)

第4条 会員及び児童が死亡した場合には、会長が発議し、役員会の決定により弔慰金をおくることができる。

(慶事祝意)

第5条 会員のうち、教職員の結婚又は子女の出産については、会長が発議し、役員会の決定により祝意を表すことができる。

第4章 改正

(改正)

第6条 本規定の改正は、役員会が発議し、運営委員会の承認を得なければならない。また、改正があった場合には、会員にすみやかに告知しなければならない。

附 則

第1条 本規定は昭和 58 年 4 月 22 日より適用する。

第1条 本規定は昭和 62 年 3 月 18 日改正 昭和 62 年 4 月 1 日より適用する。

第1条 本規定は平成 3 年 4 月 1 日より適用する。

第1条 本規定は平成 8 年 4 月 1 日より適用する。

第1条 本規定は平成 14 年 7 月 1 日より適用する。

第1条 本規定は平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

第六葛西小学校 PTA サークル運営規定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 第六葛西小学校 PTA(以下、本会)におけるサークルの設置、運営及び廃止に関する事項については、当規定に定めるところによる。

第2章 サークルの新設

(サークル新設の手続き)

第2条 サークルを新たに設置する場合には、次の手続きを経なければならない。

1. 役員会に対する設置届出書の提出
2. 役員会に対するサークル設置申請書の提出
3. PTA 総会の承認

(サークル設置届出書)

第3条 サークルを新たに設置しようとする場合には、サークルの名称、主な活動内容その他役員会で定める事項を記載した届出書を役員会に提出しなければならない。

(サークル設置申請書)

第4条 サークル設置届出書を提出した場合において、少なくとも 6 ヶ月間その活動をし、次に定める事項を記載した書類を添付し、サークル設置申請書を役員会に提出しなければならない。

- 一 設置届出書提出日から申請日までの活動実績
- 二 設置届出書提出日から申請日までの収支決算

- 三 申請日の翌日から年度末までの活動予定
- 四 申請日の翌日から年度末までの収支予算
- 六 その他参考となる事項

(サークル設置申請書の審議)

第5条 役員会は、前条の設置申請書を受理したときは、その活動内容、サークルとしての団体性、継続性等を勘案し、サークルとしての妥当性を審議しなければならない。この場合において、PTA 会長は必要があると認める場合には、設置申請書提出者を役員会に出席させ、発言を求めることができる。

(サークル設置申請書の役員会審議)

第6条 役員会は、設置を暫定的に承認する場合にはその旨を、設置を承認しない場合にはその旨及びその理由を文書により設置申請書提出者に通知しなければならない。この場合において、役員会は必要があると認めるときは、その暫定的承認を受けたサークルに対して助成金を支給することができる。

(サークル設置の総会審議)

第7条 役員会は、前条の暫定的承認をしたサークルの設置についての議案を PTA 総会に上程する。総会において承認を受けた場合に、そのサークルは正式に発足したものとする。

第3章 サークルの運営

(サークルの会計期間)

第8条 サークルの会計期間は、原則として、4月1日より翌年3月31日の1年とする。但し、期首を4月1日以降の一定の日、期末を3月31日以前の一定の日とすることを妨げない。この場合には、サークルで定める会計期間を役員会に届け出なければならない。

(活動計画及び予算請求)

第9条 サークルは、毎年3月末日までに、次年度の活動計画および収支予算を作成し、収支予算に基づく予算請求を会計に提出しなければならない。

(予算審議)

第10条 会計は、サークルより提出された予算請求書を審査し、役員会で行われる予算会議に上程しなければならない。役員会は、予算請求書を審議し、相当と認める範囲内において予算の割当をしなければならない。この場合において、予算請求を相当と認める場合にはその旨を、予算請求を減額する場合にはその旨、その理由及び割当金額を文書でサークルに通知しなければならない。

(活動報告及び収支決算)

第11条 サークルは、毎年3月末日までに活動報告及び収支決算を役員会に報告しなければならない。

第4章 サークルの廃止

(サークル廃止届)

第12条 サークルは、その活動を廃止する場合には、その旨その他参考となるべき事項を記載した廃止届出を役員会に提出しなければならない。

第5章 規定の改正

(規定の改正)

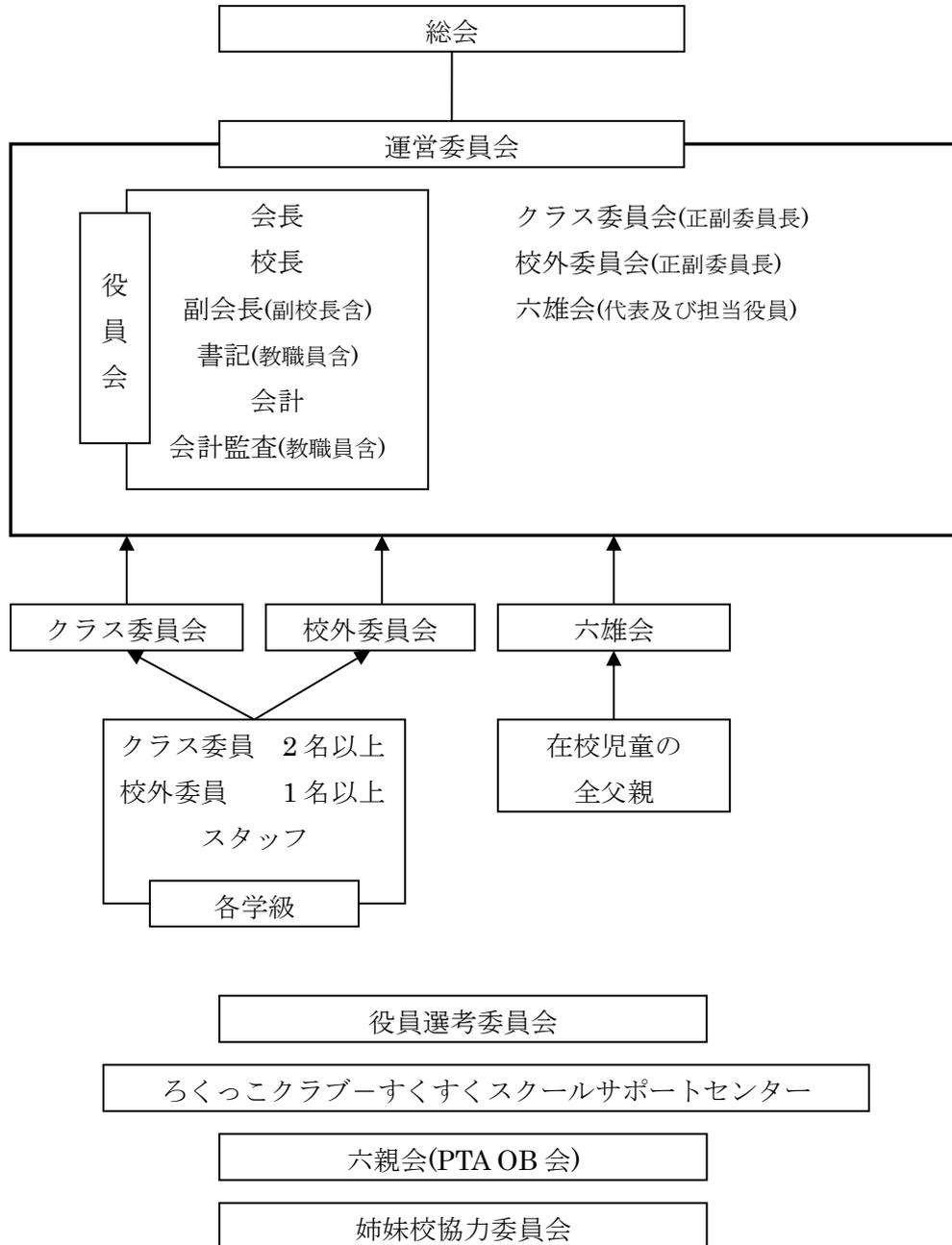
第13条 本規定を改正する場合には、役員会において発議し、運営委員会において承認を得なければならない。

附 則

第1条 この規程は、平成14年5月10日より施行する。

本規定は平成16年4月1日より施行する。

第六葛西小学校 PTA 組織図



規約第4章 『役員』 第9章 『常置委員会』に関する細則

令和4年4月1日制定

本部役員およびクラス委員・校外委員の正・副委員長を2年間連続で務めた者は、次年度以降の役職を本部サポート・委員サポートとし、現本部役員および各委員長の職務をサポートする。サポートするにあたりPTA活動を円滑に進める為に、以下の細則を定めるものとする。

(活動について)

現本部役員および各委員の委員長より活動の協力を求められた場合は、できる範囲でこれをサポートする。

自ら活動に協力したい場合は、その旨を事前に本部役員に連絡し、会長の承認をもって参加を認めるものとする。

(施設の利用・資料の閲覧)

現本部役員および各委員の委員長より協力の要請があった場合のみ、PTA印刷室の入室を許可する。入室の際は現本部役員および各委員の委員長が必ず同席する事とする。資料の閲覧についても同じくする。

(守秘義務・個人情報の保護)

PTAのサポート活動をするにあたって知り得た情報を外部に流出してはならない。個人情報についても固く禁ずる。

現役時に入手した資料やデータは、個人情報が記載されているものに関しては速やかに廃棄すること。

本細則は 規約第12章第43条により 制定改廃した際は速やかに会員に告知しなければならない。

規約第 31 条第一号の承認手続きに関する細則

平成 17 年 3 月 12 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定

規約第 31 条第一号の規定により、運営委員会は「各常置委員会及び六雄会の活動予定の審議及び承認」をその専属的職務とすることとなっているが、実際の運営委員会において各活動の詳細にわたって精査することについて更に合理的に進めるため、本件の承認手続きについての細則を定めることとする。

(承認の原則)

第1条 運営委員会において各常置委員会及び六雄会の活動予定の承認をする際の基準は、規約第 3 条の活動方針に鑑みて総合的に判断することを原則とする。

(予算請内活動の原則)

第2条 年度当初に活動の予算枠を設定した場合は、各常置委員会及び六雄会の活動は予算枠の範囲内にて行わなければならない。

(年度予算枠の範囲内で行われる活動の取り扱い)

第3条 年度当初に設定された予算枠の範囲内で行われる活動については、運営委員会の承認は要しない。但し、運営委員会への事前報告を必須とし、審議において変更や修正等が決議された場合は、その内容に則ったものとする。

(過去において行った具体的活動の取り扱い)

第4条 平成 16 年度の規約改正以後、運営委員会において承認を得て行った活動については、既に内容的審議は終了しているものとし、活動そのものは承認を得たものとみなす。但し、過年度の活動と異なる部分がある場合には、第 3 条に則った運用を行うものとする。

(広報誌の発行について)

第5条 (令和 3 年 4 月 1 日削除) *規約第 35 条の削除に基づく

(六雄会主催のサマーキャンプについて)

第6条 六雄会が主催する「サマーキャンプ」については、第 4 条の趣旨をふまえ、実施することについての承認を得たものとみなす。

(クラス委員会の活動について)

第7条 クラス委員会の活動において、第 4 条の規定により活動内容についての承認を得たものとみなす活動は、別表のとおりである。また、承認を得たものとされる活動についての活動報告書の雛形は別添のとおりとする。

【別表】 活動承認を得たものとみなすクラス委員会活動

細則第7条による活動承認を得たものとみなすクラス委員会活動は次のとおりである。

なお、新規のクラス委員会活動について、運営委員会において承認可決された活動については、逐一この表に加筆していくこととする。

連番	活動主旨
1	CAP 講習会(CAP ワークショップ)
2	給食試食会
3	クラス茶話会
4	料理講習会
5	区内めぐり
6	米の収穫祭
7	ガイドヘルプとコミュニケーションゲーム
8	江戸川凧作り
9	防犯セミナー
10	陸上競技大会の応援活動
11	プラネタリウム立体映像
12	タイムカプセルを埋めよう
13	キャンドル作り
14	ブーケ作り
15	交通安全教室
16	テーブルマナーセミナー
17	紙ひこうきを作ろう
18	紙 UFO を作って飛ばそー！
19	スウィートポテト作り
20	親子縄跳び・大縄大会
21	ゴーヤ・パーティ
22	2/1 成人式でのお手伝い・記念品づくり
23	My 箸作り
24	お小遣いの勉強
25	視覚聴覚の勉強
26	スノードーム作り
27	小松菜パンケーキ
28	小松菜蒸しケーキ
29	東京 23FC 親子でゴールを決めろ！
30	親子運動会
31	親子福祉
32	リサイクル遊び・紙パックで工作～シャボン玉～
33	防災セミナー

2021.3 加筆・修正

第六葛西小学校 PTA 個人情報取扱方法

令和4年4月1日制定

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、第六葛西小学校 PTA（以下「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。

(周知)

第3条 個人情報と取扱方法は、総会資料、通知またはホームページ・がくぷり（プリント配信 web サービス）への掲載などにより会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 本会が取り扱う個人情報および利用の同意については、本会会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので同意を得た事項

(個人情報保護管理者)

第5条 本会における個人情報保護管理者は、本会会長とする。

(1) 個人情報管理者は、本会における個人情報の収集、利用、管理および保存ならびに開示および訂正の請求に対し、適正に処理する責務を負う。

(2) 個人情報保護管理者は、複数の個人情報保護代理管理者を置くことができる。代理管理者は、個人情報保護管理者の指揮監督のもとにその職務を代行する。

(利用目的)

第6条 本会は以下の目的でのみ、取得した個人情報を利用する。

- (1) 本会役員・常置委員会（クラス委員・校外委員）・六雄会・クラス名簿の作成
- (2) 旗持当番表に各クラス委員の連絡先を記載
- (3) 校外委員による登校班の編成
- (4) 登校班名簿に各校外委員の連絡先を記載
- (5) 会費の徴収に関する事務
- (6) 本会の事業に関する文書等の連絡をがくぷり（プリント配信 web サービス）にて行う

上記以外の目的で利用する場合は本会員の同意を本会会長が書面で得なければならない。

(管理)

第7条 個人情報とは本会が適正に管理する。

- (1) 個人情報が記載された書類やデータは鍵付きの棚に保管する。
- (2) 個人情報を取り扱うパソコンやデータにはパスワードを設定する。
- (3) 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

附則

この規程は2022年4月1日から施行する。